



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年6月23日（木）

問い合わせ先：疾病予防対策課

課長：片岡

担当：小野

電話：840-2211

## HPVワクチン任意接種費用の償還払いを実施します

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方で、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンを自費で接種を受けた方について、その費用の償還払いを実施します。

### 1 対象者

令和4年4月1日時点で、さいたま市に住民登録があり、以下の(1)～(4)すべての要件を満たす方

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子の方
- (2) HPVワクチンの定期接種の対象年齢(小学6年生～高校1年生相当)内に、HPVワクチンの3回の接種を完了していない方
- (3) HPVワクチンの定期接種の対象年齢を過ぎた後、令和4年3月31日までに、国内の医療機関において、2価又は4価のHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した方
- (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、令和4年4月1日以降開始されたキャッチアップ接種を利用して、2価又は4価のHPVワクチンを受けていない方

### 2 申請期間

令和4年7月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで

### 3 償還金額

接種1回につき16,000円を限度として、最大3回接種分までの実費に相当する額を支給します。

ただし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、接種済み証等書類の文書料等）は実費に相当する額に含めません。

※ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

トップページ>健康・医療・福祉>健康・医療>健康に関すること>子どもの健康>予防接種 (<https://www.city.saitama.jp/008/016/001/005/p087985.html>)